

19歳以上23歳未満の被扶養者の認定

【概要】

現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く。）の者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについては150万円未満として取り扱います

【適用時期】

令和7年10月1日から

※令和7年10月1日以降の認定日分より施行致します